

やよいっ子

～「凡事徹底」で気持ちのよい学校にしよう～

- ㊦ やさしく 助け合う子(心)
- ㊧ よく学び よく考える子(頭)
- ㊨ いきいき元気に活動する子(体)

文責 校長 田崎 幸子



〒841-0005 佐賀県鳥栖市弥生が丘 4 丁目 329 番地 TEL0942-48-3100

第9号 令和6年7月19日(金)

弥生が丘小学校 HP

URL <https://www.education.saga.jp/hp/yayoigaoka-e/>

1. 2年生 お話し会



7月10日(水) 昼休み、「おはなしかい たなばたまつり」(1,2年生)が開催され、図工室にはたくさんの1,2年生が集まりました。

図書委員会の5年生も紙芝居「おまんじゅうのすきなとのさま」をしてくれました。その後、「赤ずきん」のパネルシアターがあり、登場人物になりきった会話や話に、子どもたちもわくわくしながら話の中に引き込まれていきました。

「読み聞かせ」の時間も楽しみですが、今回のお話し会でより一層、読書やお話し会への関心が高まりました。ありがとうございました。

紙芝居



パネルシアター



1学期、ありがとうございました。明日から夏休みです。

1学期は、本校の教育に温かいご支援、ご協力をいただきありがとうございました。子どもたちが大きな問題に巻き込まれることもなく、元気で落ち着いた生活を送ることができましたのは、保護者の皆様並びに地域の方々のおかげと感謝しております。

明日から子どもたちが待ちに待った夏休みが始まります。子どもにとって夏休みは、体を休める期間ではなく、成長する期間です。

虫やカエルの鳴き声、スイカの味、草の臭い等々自然を五感で感じながら過ごす体験は、子どもたちの豊かな情操や感性を養います。また、楽しいときこそ、人はより前向きになることができます。

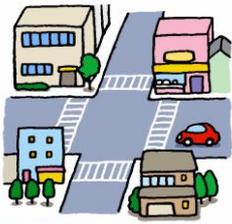
今年の夏休みは、「夏休みでなければできないこと」「夏休みだから思い切り取り組めること」にぜひチャレンジしてほしいと願っています。そして、「自分で決めたことをやりきったと実感できる夏休み」にしてほしいと願っています。

学年によって内容に差はありますが、子どもたちは学校で、夏休みの学習や生活について目標と計画を立てました。「自分で決めた」目標や計画を、「自分から」実行し、「自分の力で」やりきる。保護者の皆さんには、そんな姿をできるだけ家族で共有し、見届けていただきたいと思えます。子どもたちが前向きな気持ちで過ごす夏休みに、ぜひお子さんと過ごしたりたくさん話したりする時間を少しでも増やしていただければ幸いです。

夏休みが終わったら、子どもたち全員が元気な顔で登校し、夏休みの頑張りが楽しかった思い出をたくさん話してくれることを楽しみにしています。

保護者の皆様、地域の皆様も、お元気で過ごしてください。ありがとうございました。

通学路点検をしていただきました



7月12日(金)、鳥栖警察署、鳥栖市維持管理課、鳥栖市教育委員会、田代中、関係区長、交通安全対策協議会(交通指導員)、PTA 役員などで「通学路点検」をしていただきました。各地区から出された危険箇所について、その対策と方向性について協議しました。ありがと

うございました。

地域の皆様、保護者の皆様、これからも通学路などで危険な箇所やお気づきがありましたら、ご連絡ください。よろしくお願いいたします。

お願い

学校では、学年や発達段階に応じた「スマホ・タブレットの使い方」「情報モラル」等について、指導をしています。夏休みはスマホやタブレットに触れる機会が多くなると思います。まずは「家庭で使うときのルール」を話し合ってください。

最近、スマホやタブレット、ゲーム機の使用による犯罪も増えています。また、それらに巻き込まれる児童・生徒も多くなっています。ネットでは「家庭でのルールの作り方」等、参考にできるものもあります。裏面は文部科学省のものです。参考にしてください。

次のことをこころがけて すてきな夏休みに!

- ◆夏休みもラジオ体操などを利用して、「早寝、早起き、朝ご飯」を生活リズムにしましょう。
- ◆勉強、手伝い、読書など、何か一つ続けて頑張ってみましょう。大きな自信がつかます。
- ◆親子や家族で触れ合う時間を、うまく使いましょう。

そして、一番大事なことは交通事故や水難事故、熱中症や感染症などに気をつけて、自分の安全、自分の命は自分で守るということです。



学校から配布している「夏休みの過ごし方」のプリントを見ながら、ご家庭でも再度ご指導ください。

お詫び：前号の学校だよりは「第8号」でした。訂正し、お詫び申し上げます。

家庭のルール



保護者の責務

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）」

法律にも子供にインターネットを利用させる際の保護者の責務が規定されています。

- ・子供のインターネット利用状況を適切に把握する
- ・フィルタリング等の利用により、子供のインターネットの利用を適切に管理する
- ・子供がインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努める
- ・不適切な利用により、売春、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じることに留意する

子供を守る『家庭のルール』

低年齢の子供ほど危険に対処する力が低く、被害に遭う危険性が高いため、フィルタリングによる機能制限や『家庭のルール』等によって子供を守る必要があります。



● ルールを作るときのポイント

決めたルールを守れないということはないでしょうか。
ルールは大人が一方向的に決めるものではなく、子供と一緒に作る事が大切です。

- Point1** 「ルールがトラブルから自分自身を守ってくれる」ことをきちんと伝える。
- Point2** お互いに納得できるよう、話し合って作る。
- Point3** 子供が守れるルールを作る。
- Point4** 具体的なルールを作る。
- Point5** 守れなかったらどうするか決めておく。
- Point6** トラブルがあったら保護者に相談するよう決めておく。



● ルールを作ったあとの見直し

子供は、成長とともに、危険に対応する能力も育ちます。また、進級進学や部活動、習い事等のために生活リズムや使う目的が変わり、これまでのルールでは守ることが難しくなることもあります。

- Point1** 子供の成長に合わせてルールを見直しましょう。
- Point2** 生活リズム等の変化に合わせてルールを見直しましょう。



● 大人も意識を高めましょう



子供は大人が日常的にインターネットを利用する姿を見ています。保護者自身が正しい使い方を見せることで、子供もそこから学ぶこともあります。

- Point** 保護者自身もインターネットの知識を深め、適切な利用方法を考えましょう。

文部科学省「安全で安心なインターネット利用のために」

インターネットに関する問題の解決策として、何よりも大切なのは、親子のコミュニケーションです。「子供を見つめ、見守ることを大切にしましょう。」